

## 竹島の島根県編入



## 竹島を島根県に編入する閣議決定

[隠岐島ヲ距ル西北八十五湮ニ在ル無人島ヲ竹島ト名ケ島根県所属隠岐島司ノ所管ト為ス]

1905年(明治38年)1月28日

## 資料概要

内務大臣(芳川顯正)請議の、北緯37度9分30秒、東経131度55分、隠岐島から西北85湮にある無人島を竹島と名付け、島根県所属、隠岐島司の所管とすることを閣議決定した文書。

中井養三郎からの「リヤンコ島」の貸下願を契機として、島根県に意見照会を行った後、1905年(明治38年)1月28日に閣議決定した。この決定により、それまで隠岐島など竹島に近い地元ではりゃんこ島、ランコなどと呼ばれていた無人島に「竹島」の名称が付され、島根県の所属、隠岐島司の所管となった(経緯につきP7参照)。

閣議決定で、他国の占領の形跡がなく関係書類から中井が漁猟活動を行っていることが明らかで国際法上占領の事実が認められることから島根県の所属、隠岐島司の所管として差し支えないとしている。

この決定は、『件名録』に記載され(→No.2)、内務大臣から島根県知事に対し、この決定の内容について管内に告示するよう訓令が発せられた(→No.3)。

## 内容見本

明治三十八年一月二十八日

内閣総理大臣(花押) 法制局長官(印)

外務大臣(花押) 大蔵大臣(花押) 海軍大臣(花押)

文部大臣(花押) 逓信大臣(花押)

内務大臣(花押) 陸軍大臣(花押) 司法大臣(花押)

農商務大臣(花押)

別紙内務大臣請議無人島所属ニ関スル件ヲ審査スルニ右ハ北緯三十七度九分三十秒東経百三十一度五十五分隠岐島ヲ距ル西北八十五湮ニ在ル無人島ハ他国ニ於テ之ヲ占領シタリト認ムヘキ形跡ナク一昨三十六年本邦人中井養三郎ナル者ニ於テ漁舎ヲ構ヘ人夫ヲ移シ猟具ヲ備ヘテ海驢猟ニ着手シ今回領土編入並ニ貸下ヲ出願セシ所此際所属及島名ヲ確定スルノ必要アルヲ以テ該島ヲ竹島ト名ケ自今島根県所属隠岐島司ノ所管ト為サントスト謂フニ在リ依テ審査スルニ明治三十六年以来中井養三郎ナル者カ該島ニ移住シ漁業ニ従事セルコトハ関係書類ニ依リ明ナル所ナレハ国際法上占領ノ事実アルモノト認メ之ヲ本邦所属トシ島根県所属隠岐島司ノ所管ト為シ差支無之儀ト思考ス依テ請議ノ通閣議決定相成可然ト認ム

内務省へ通牒

明治三十八年二月二日 (印)

|       |                                               |
|-------|-----------------------------------------------|
| 作成年月日 | 1905年(明治38年)1月28日                             |
| 編著者   | 内閣                                            |
| 発行者   | 内閣                                            |
| 収録誌   | 公文類聚・第二十九編・明治三十八年・第一巻<br>・政綱・帝国議会・行政区・地方自治・雑載 |
| 言語    | 日本語                                           |
| 媒体種別  | 紙                                             |
| 公開有無  | 有                                             |
| 所蔵機関  | 国立公文書館                                        |
| 利用方法  | 国立公文書館で利用手続きを行う                               |

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

十四

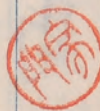


由甲一

明治卅八年一月廿八日

内閣總理大臣 不

法制局長官



外務省

心

大蔵省

収

海軍省

府

文部省

五

逓信省

集

内務省

区

陸軍省

省

司法省

教

農商省

水

別紙内務大臣請議無人島所屬ニ関ス  
ル件ヲ審査スルニ右ハ北緯三十七度九  
分三十秒東經百三十一度五十五分隱岐  
島ヲ距ル西北八十五哩ニ在ル無人島ハ

法制局長官

他國ニ於テ之ヲ占領シタリト認ムヘキ形跡  
ナク一昨三十六年本邦人中井養三郎  
ナル者ニ於テ漁舎ヲ構ヘ人夫ヲ移シ  
獵具ヲ備ヘテ海驢獵ニ着手シ今因領  
土編入竝ニ貸下ヲ出願セシ所此際所  
屬及島名ヲ確定スルノ必要アルヲ以テ  
該島ヲ竹島ト名ケ自今島根縣所屬  
隱岐島司ノ所管ト為サントスト謂フ  
ニ在リ依テ審査スルニ明治三十六年  
以來中井養三郎ナル者力該島ニ移

住シ漁業ニ従事セルコトハ關係書類ニ依  
リ明ナル所ナレハ國際法上占領ノ事實  
アルモノト認メ之ヲ本邦所屬トシ島根  
縣所屬隱岐島司ノ所管ト為シ差支  
無之儀ト思考ス依テ請議ノ通閣議  
決定相成可然ト認ム

中地大、田條

明治十八年七月一日



去  
川  
局